

京都市教育委員会告示第4号

平成16年6月21日京都市教育委員会告示第7号(個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等)を平成19年4月1日から廃止します。

平成19年3月27日

京都市教育委員会

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)